

	地域区分	建ぺい率の限度
(1)	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、田園住居地域、工業専用地域	$\frac{3}{10}$ 、 $\frac{4}{10}$ 、 $\frac{5}{10}$ 、 $\frac{6}{10}$ のうち、当該地域に関する都市計画で定められたもの
(2)	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、準工業地域	$\frac{5}{10}$ 、 $\frac{6}{10}$ 、 $\frac{8}{10}$ のうち当該地域に関する都市計画で定めたもの
(3)	近隣商業地域	$\frac{6}{10}$ 、 $\frac{8}{10}$ のうち、当該地域に関する都市計画で定めたもの
(4)	商業地域	$\frac{8}{10}$
(5)	工業地域	$\frac{5}{10}$ 、 $\frac{6}{10}$ のうち、当該地域に関する都市計画で定めたもの
(6)	用途地域の指定のない区域	$\frac{3}{10}$ 、 $\frac{4}{10}$ 、 $\frac{5}{10}$ 、 $\frac{6}{10}$ 、 $\frac{7}{10}$ のうち、特定行政庁が土地利用の状況等を考慮し当該地域を区分して都道府県都市計画審議会の議を経て定めたもの